

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)

令和5年5月24日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200737号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2300004号

## 第1 結論

昭和62年\*月から昭和63年3月までの請求期間、同年4月から平成元年3月までの請求期間及び同年4月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和62年\*月から昭和63年3月まで  
② 昭和63年4月から平成元年3月まで  
③ 平成元年4月から平成3年3月まで

請求期間①、②及び③に係る国民年金の記録が未納又は未加入になっているが、私が20歳となった頃に母親が私の国民年金に係る加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を母親名義の銀行口座から口座振替で納付したと言っている。これを立証する銀行通帳等は残っていないが、国民年金保険料を納付していたので、調査の上、当該期間の記録を国民年金保険料の納付済期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 平成9年1月に基礎年金番号制度が導入される前は、住民登録をしている市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出され、年金手帳が交付されていたところであるが、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号に統合された国民年金番号「\*」において、当初、請求者は、平成3年4月1日に初めて国民年金の強制加入被保険者資格を取得し、当該資格取得年月日の入力処理は同年4月18日に行われたことが確認できる。

また、請求者は、上記国民年金番号が記載された年金手帳及び厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳を提出し、そのほかに交付された手帳はない旨回答しているところ、当該国民年金番号が記載された年金手帳の国民年金の記録(1)欄には、請求者が平成3年4月1日に強制加入被保険者資格を取得し、平成5年4月1日に同資格を喪失していたことのみが記載され、住所欄には、A市B区の住所が記載されている。

さらに、社会保険オンラインシステムにおいて、氏名検索による調査を行ったものの、請求

者に対して、上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されたことを確認することができない。

これらのことから、請求者は、平成3年4月頃にA市B区において、初めて国民年金に係る加入手続を行い、同年4月1日に被保険者資格を取得し、上記国民年金番号が記載された年金手帳が交付されたと考えられ、請求者が20歳となった頃に母親が請求者の国民年金に係る加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする請求者の主張と符合しない。

また、上記加入手続が行われた時点において、請求期間①、②及び③は国民年金の未加入期間であることから、当該期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできない。

なお、請求者は、平成元年4月から平成5年3月までの期間は昼間部の大学生であった旨回答しているところ、学生が国民年金の強制加入被保険者の対象とされたのは平成3年4月1日からであり、それより前の学生の期間については任意による加入とされており、加入手続を行った日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得することから、請求期間③について、上記加入手続が行われた時点では、制度上、遡って任意加入被保険者となることができない。

さらに、オンライン記録によると、請求者が、20歳到達により国民年金の強制加入被保険者となる昭和62年\*月\*日の資格取得年月日及び昭和63年4月1日の資格喪失年月日の入力処理は、平成15年4月1日の国民年金被保険者資格取得年月日の入力処理と併せて同年4月23日に行われていることが確認でき、当該入力処理が行われた時点では、請求期間①の国民年金保険料は時効により納付することができない。

- 2 請求者は、請求者の母親名義の銀行口座から請求期間①、②及び③の国民年金保険料を口座振替で納付していた旨主張しているが、請求者は、当該銀行口座の通帳は廃棄しており、当該銀行から入出金記録は確認できないと言われている旨、また、母親は高齢のため請求期間当時のことを聴取することはできない旨回答していることから、請求者の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について確認することができない。

また、請求者が請求期間当時居住していたとする、C市及びA市B区は、請求者の請求期間当時の国民年金に関する届出や国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は保管していない旨回答している。

そのほか、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。